

大学等におけるリカレント教育の普及啓発イベント開催事業
(リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業)

仕 様 書

1. 事業名

大学等におけるリカレント教育の普及啓発イベント開催事業

2. 目的

現状、社会人のリカレント教育において主な提供主体は民間事業者となっており、また、企業の人材育成においても連携する外部機関として最も多いのは民間事業者である（令和元年度文部科学省委託調査研究「EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究（社会人の学び直しの実態把握に関する調査研究）」）。大学を活用した学び直しが普及していない上記のような状況を踏まえ、大学等におけるリカレント教育の効果や社会への影響等を調査分析し、その評価指標の開発や普及啓発を目的とする調査研究事業を令和5年度に実施しているところである。

一方、令和5年度は「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」を通じた大学等における社会人向けプログラム開発や、大学コンソーシアム・地方自治体等による地域の人材ニーズと教育シーズをマッチングするプラットフォーム構築など、リカレント教育の推進に係る複数事業を実施しており、社会人の学習意欲向上や企業等の Off-JT 機会の拡充に関する機運を醸成するとともに、リカレント教育の機会提供側である大学等の教育コンテンツ開発への意欲向上にも繋げられるかの過渡期である。そこで、本イベント事業を企画・開催し、各事業における成果の共有・意見交換等を通じてリカレント教育の普及啓発を一層促進する。併せて、産学官のカウンターパート同士の交流・関係構築を行うことで、各事業終了後の主体的な取組の継続や発展に繋げるとともに、本イベント事業で得られた知見を今後のリカレント教育の推進方策の検討にも役立てる。

3. 成果物

成果報告書を電子媒体にて納入する。

4. 業務実施（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和6年3月15日

5. 納入期限

令和6年3月15日

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
リカレント教育・民間教育振興室職業教育推進係
メールアドレス：syokugyou@mext.go.jp

7. 事業内容

(1) 普及啓発イベントの企画・準備

以下を主な目的として、大学等を活用したリカレント教育実施を促進するための普及啓発イベントを企画し（※）、登壇者の調整やイベントサイトの整備等の周知・広報活動を通じた参加者の確保、オンライン配信のための機材や会場の確保等、イベント実施に必要な準備を網羅的に行う。

<イベント開催の主な目的>

- ①「大学等におけるリカレント教育」の現状、魅力を知ってもらう
- ②新たなリカレント教育プログラム開発や社会人の受講促進に向けた連携に繋がる企業、大学間のネットワーキングの場の提供
- ③社会人個人が大学等での学習機会を見つけるきっかけとする

(※) イベントの企画にあたっては、以下の要素を可能な限り含めること。

- ・「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」で開発されたりリカレント教育プログラムの内容や受講成果の共有
- ・「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」で構築されたプラットフォームの活動内容や成果の共有
- ・「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業」における調査結果や指標開発等の成果の共有
- ・社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」の周知
- ・大学等のリカレント教育プログラムを企業で活用するにあたっての課題やアピールポイント等について議論するパネルディスカッションの実施
- ・参加者間の意見交換やネットワーキングの機会提供
- ・個別の大学等がリカレント教育プログラムについて周知したり、大学等を活用した人材育成に関心のある企業とのマッチングを図ったりする場の提供（ブース出展等）

(2) 普及啓発イベントの開催・実績報告

上記(1)で企画した普及啓発イベントの開催にあたっては、会場設営や登壇者のサポート、参加者の誘導、司会進行、オンライン配信を含む機材の操作、撤収作業等、当日の運営に係る業務全般を行う。また、イベント実施後は、実施したコンテンツの詳細や、当日の参加者数・属性、感想等を纏めたレポートを作成し、成果物として提出する。

(3) その他

本委託事業の実施にあたっては、国の委託事業としての適切な実施を期するため、適時、文部科学省担当課に進捗状況の報告を行い、必要に応じてその指示を仰ぐこと。

8. 事業規模

事業規模は14,695千円程度とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「大

学等におけるリカレント教育の普及啓発イベント開催事業（リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業総合評価基準）」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業内容に関する評価

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- *① 事業目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- *② 事業の趣旨が的確に捉えられていること。

1-2 事業内容の妥当性・独創性

- *① 仕様書記載の内容について全て提案されていること。
〔上記①の項目について、仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕
- *② 国の普及啓発活動として妥当な内容であること。
- *③ 普及啓発活動の内容が国民一般にとって分かりやすいものとなっていること。

1-3 実施方法の妥当性・効率性

- *① 実施方法に具体性があり、かつ実現性・妥当性があること。
〔上記①の項目について、社会へのリカレント教育の周知・普及啓発に向けて参加者の確保等の面で成果が期待できる内容である場合は、その内容に応じて加点する。〕
- *② 事業規模が適正であり、業務目的が確実に達成できること。
〔上記②の項目について、日程、人員、作業手順等が効率的・効果的であれば、その内容に応じて加点する。〕
〔上記①～②の項目について、事業成果を高めるための工夫等あれば、その内容に応じて加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- ① 組織が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する

2-2 組織の事業実施能力

- *① 事業を遂行する人員および事業実施体制が確保されているか。
〔幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する〕
- *② 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有しているか。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

- ① 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 事業担当予定者の経験・能力

3-1 事業担当予定者の類似業務の経験

- ① 事業担当予定者が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する。

3-2 事業担当予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

- *① 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- ② 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は、一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

- 5-1-1① 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-1② 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

12. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の

注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 5. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 6. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 7. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする